

課程博士学位論文の予備審査に関する数理物質科学研究科の申し合わせ

(平成 16 年 6 月 11 日 数理物質科学研究科運営委員会決定)

(平成 16 年 9 月 10 日 数理物質科学研究科運営委員会改正)

- (1) この申し合わせは「課程博士学位論文審査の取り扱いに関する数理物質科学研究科内規」の第 3 項に関する当該専攻における予備審査について定めるものである。
- (2) 各学務委員は専攻運営委員会の下に予備審査委員会を設置する。
- (3) 予備審査委員会の委員は、主査と副査よりなる。主査は数理物質科学研究科の当該専攻所属の研究指導教員とする。副査は 3 人以上とし、2 人以上は研究科構成員の授業担当教員でなければならない。なお、特別の事情がある場合は、専攻運営委員会の議を経て、副査を 1 人又は 2 人とすることが出来るものとする。
- (4) 予備審査委員会の委員の任期は、専攻運営委員会において予備審査委員会の設置が認められたときより、論文提出の可否が決定されるまでの期間とする。
- (5) 主査は、予備審査委員会を招集し、学位論文の予備審査を行い、学位論文提出について可否を決定する。
- (6) 学務委員は、専攻運営委員会において、主査に学位論文予備審査の経過と結果について説明を求め、論文提出の可否を決定し、提出可の場合は、論文審査委員会委員候補者を選出する。
- (7) 提出可の場合は、学務委員は、学位論文受理のための一覧を研究科長へ提出する。
- (8) この申し合わせについて、研究科構成員より、変更又は追加の申し出があったときは、研究科運営委員会で審議し、変更又は追加の是非を決定する。

附 記

1. この申し合わせは、平成 16 年 9 月 10 日から施行する。